

学長が定める競争参加者の資格

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長の定める資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。

1. 医療法施行規則第9条の8第1項第2号の基準を満たす者として、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定により、都道府県知事の登録を受けたことを証明する書類
2. 過去3年間において年間500件以上の検査実績を有し、また、病床数400床以上の病院において検査実績を有する書類（様式自由）
3. 営業拠点より、自動車等を利用して片道40分以内に本院に到着できることを証明する書類（様式自由）